佐久平駅周辺再整備基本計画策定委員会設置要領

（設置）

第１条　佐久平駅周辺再整備に関し、様々な分野の専門家から意見を聴取するため、佐久平駅周辺再整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　委員会は、佐久平駅周辺地区の再整備に係る基本構想及び基本計画に関し、必要な事項を検討する。

（組織）

第３条　委員会は、２０名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから佐久市が委嘱する。

（１）交通事業者

（２）民間事業者

（３）佐久市区長会

（４）各団体

（５）有識者等

（任期）

第４条　委員の任期は、基本計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１名を置き、委員の互選により選出する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、佐久市建設部都市計画課において処理する。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和７年１２月１７日から施行する。